

私のお墓、 どうする？

どんなお墓に入る？ 誰と入る？
選択肢は広がっています

長男でもないし、
お墓を継いでくれる
子もないから、お墓
は必要はないけど、
遺骨はどうしよう…

遠くに住んでいる
子どもには、お墓参りや
お墓の管理費の負担を
かけたくないな

お墓にたくさんのお
金をかけたく
ない！

私は「おひとり様」。実家の
お墓に入るのもアリだけど、
お墓に執着はないのよね。

私は、そんなに遠くない
ところにある婚家の墓でも
いいかなって思ってる。

近年、お墓の考え方が変化
して、さまざまな選択肢が
出てきました！ どのような
お墓があるのかみて
いきましょう！

先祖代々の
あのお墓には
入りたくないの。
「私のお墓」が
ほしい…。

お墓がないと、どうなる？

遺骨を埋葬する場所がありません

遺骨を納めることができるのは、「墓地、埋葬等に関する法律」にのっとり、墓地として自治体の長の許可を受けた場所（墓地）にしか埋葬できません。

※海への散骨は、墓地、埋葬等に関する法律にこれを禁止する規定はなく、一部地域の条例を除いて法規制の対象外とされています。また、散骨については、法務省が1991年に、葬送のための祭祀として節度をもって行われる限り遺骨遺棄罪（刑法190条）に違反しないとの見解を示しています。

お墓参りをする場所がなくなります

お墓がないとお墓参りができず、残された人が大切な人を偲び、故人とのつながりを感じる場所がなくなってしまいます。また、家族以外の人にとっても故人に思いを寄せる場所がないことで、寂しく感じる人も少なくありません。

…ということを考えて
私のお墓を考えて
いきましょう。



すすむ「お墓離れ」と広がる多種多様な「供養の形」

従来の家制度の下のお墓は、『長男がお墓を継ぐ』『本家のお墓は代々家を継ぐ長男とその家族』が入り、『次男、三男は新たにお墓を作る』という考え方が一般的でした。

しかし、現在、家族形態や生活スタイルの変化と共に、『お墓』に対する考え方も変化し、従来の「お墓」を選ぶ人が減ってきていると言われています。また、個々人の意識の変化と共に供養の面でも、従来とは違った形を望む人が増えてきています。そんな中、寺院、霊園などもそれに応えるような傾向※もみられ、それに伴いお墓も供養の形も自分で選べる時代になってきています。



※家族や後継者が不在でお墓の管理をする人がいなくても、寺院や霊園が家族に代わってお墓を管理する供養や、自然に還る供養、一人だけ入るお墓や夫婦だけのお墓、知らない人と一緒に入るお墓…など、お墓の形も変化しています。



その1 お墓に入る？ 入らない？

最近、価値観の変化や多様性の考え方もあり、いわゆるあるお墓に入らず、別の納骨方法を選びたいと思う人もいます。

「入る」なら

- 一般墓（継承墓） 個人墓 両家墓 夫婦墓 合祀墓
- 誰と入る？ 家族？ ひとり？ 知らない人と一緒でも？
- お墓を継いでくれる人（継承者）は、いる？ いらない？



一般墓（継承墓）

墓石に「先祖代々の墓」と刻まれる伝統的なお墓。先祖の供養と墓の管理をする継承者が必要



個人墓

原則一つのお墓に一人の遺骨を埋葬。永代供養付き※1のお墓が多く、その場合は継承者が不要



両家墓

夫妻の両家のお墓を1つにまとめて供養するお墓。現在の少子化や核家族を背景として選ぶ人も増えている



夫婦墓

夫と妻が入る永代供養墓の前と

「入らない」なら

- 「遺骨」は自然に還したい 樹木葬 散骨
- 特定の施設に遺骨をおさめたい 納骨堂（屋内）
- しばらくは、家族が住む家に置いてほしい 手元



私の「お墓」、どうする？どうしたい？ いろんな

い？で考える

ゆる墓石の
う人も増えて

「お墓」というと、墓石があるお墓が思い浮かびます。その「お墓」にも、入人によっていろいろな種類があります。



しほ
記墓 共同墓
でもいい？
い？



夫婦墓

合祀墓

共同墓

と妻の2人だけ
入る。基本的に
代供養付きのお
なので、継承を
是としないお墓

血縁などに関係なく不特定多数のお骨を一つのお墓に納骨埋葬。継承者は不要だが、納骨後は遺骨を取り出せない

団体墓とも言われ、教会や生活支援団体などの同じコミュニティの人や墓友と呼ばれる人たちが建墓

元供養



その2 供養形式・埋葬方法 で考える

今までは、亡くなった方の遺骨は先祖代々のお墓に埋葬するか、新しいお墓を建て、家族によって管理されていましたが、近年それぞれの供養や埋葬のニーズに合わせたお墓の種類が増えています。

日本には、故人や先祖を祀る墓がありますが、近年は、本人や遺族の思いに寄り添ったお墓を選択する例があり、それに対応する供養埋葬が増えています。

一般墓 墓石がある従来のお墓で、墓石の下に納骨室がある。
(継承墓) 先祖代々の遺骨を納めて供養するのが一般的。
購入価格：200万円～

内訳) 永代使用料 (土地の使用権取得料金) + 墓地管理料 (お墓を維持していくための料金) + 墓石購入費 (墓石によって価格に差がある)

納骨堂 主に棚式やロッカー形式で納骨する屋内施設。
お墓を引き継ぐ必要のない永代供養付きが一般的。
→ 一定期間 (通常 33 回忌) を過ぎると、合祀墓に入れられる
→ 仏壇式：50～150万円 ロッカー式：20～80万円
機械式：80～150万円
→ 納める遺骨の数によって料金が変わることがある

樹木葬 樹木を墓標とする。永代供養付きが一般的。
1本の木に一人の遺骨を埋葬する「個別葬」と複数人の遺骨を埋葬する「合葬」がある。
埋葬には土に埋葬、骨壺に納める埋葬、一定期間、納骨した後に全員併せて埋葬 (合祀) するタイプもある。
→ 個別樹木葬：50～80万円 共同樹木葬：20～50万円
共同埋葬共同樹木葬：5～20万円
→ 一度埋葬すると、遺骨を取り出せないことが多い
→ 樹木が枯れたり流されてしまうなどの懸念がある

散骨 パウダー状に粉骨した遺骨を海にまいて供養。
遺族が乗船し散骨する方法と、業者に委託する方法がある。
→ 散骨ができるのは、陸地から一定海里離れた沖合のみ
→ 自治体によっては散骨が禁止されているケースあり
→ 個人散骨・個人チャーター船：20～40万円
合同散骨 (他者との乗り合わせ)：10～20万円
業者委託：5～10万円
(いずれも粉骨代は別料金の場合あり)

合祀墓 家族や血縁などとは関係なく不特定多数の遺骨を一緒に埋葬する。一度合祀すると、後から遺骨を取り出すことは不可能。
→ お墓の引っ越しは不可能
→ 年間管理費はほとんどの場合不要、継承者も不要。10～30万円

※価格は、あくまでも参考金額です。霊園や墓地によって異なるので、詳細は各霊園などに問い合わせが必要です。



な考え方があります

その3 お墓を継ぐ人がいる？ いない？ で考える

従来では、残された家族がお墓を継いで管理費の支払いやお墓の維持（お墓参りや掃除など）、法要をするのが一般的でしたが、近年では、少子化などの影響で管理してくれる人がいない、お墓の管理などで面倒をかけたくない、と考える人が増えています。

お墓を継ぐ人がいない、子どもにお墓を継ぐ負担をかけたくないという人が増え、永代供養付きのお墓を選択する人が増えています。



継承する人がいる

継承する人がいない・
継承しない（永代供養付きのお墓）



その4 お墓をどこに作るのか？ で考える

墓地は経営している団体によって3種類に分類できます。

寺院墓地：お寺などの宗教法人が運営している。
お寺の敷地内にある。

その宗旨・宗派の檀家でないとは利用できない。

お寺へのお布施や寄付、寺院の活動や行事に参加といった制約も多い。

最近では、合祀墓や永代供養付きの墓を経営するお寺も増えている。その場合は檀家になる必要はない。

公営や民営の墓地は「霊園」と呼ばれることが多く、それに対して、寺院墓地には「霊園」という言葉はあまり使われません。



公営霊園：都道府県や市区町村といった自治体、あるいは公益組が管理・運営している墓地。永代使用料や管理費などが比較的安く、宗教不問であり、檀家になる必要がないのが特徴。そのため希望者が多く、抽選になることもあり、都市部では抽選の倍率が高い。「その自治体に住んでいること」「遺骨を所持していること」などの要件がある。

民営霊園：企業や公益法人によって管理・運営されている霊園のこと。

宗教の制約がほとんどなく、墓地の区画や種類もさまざまで、希望や予算に合わせて自由に区画が選べる。

法要施設や駐車場の整備など、サービスや設備が充実している。

「指定石材店制度」が採用され、石材店が指定されている。

民間の企業や会社が運営しているため、永続的に運営されていくか？を確認する必要がある。

※1 「永代＝永久」ではありません。永代供養墓と言われるお墓は、「永代供養」という契約をしたお墓と考えましょう。継承者が誰もいない（将来いなくなった）としても、寺院や霊園が遺骨を永代にわたって供養してくれるお墓です。しかし、永代とは永久ではなく、17回忌や33回忌などあらかじめ契約で定められた安置期間を経ると、他の人の遺骨と一緒に埋葬される合祀墓に移され供養されます（後から遺骨は取り出せない）。

※2 個人墓・夫婦墓・樹木葬・納骨堂は、「継承するタイプ」「継承しないタイプ」のどちらもあるが、継承しないタイプが多数

実家や故郷のお墓をどうする？

遠方にあるお墓の管理が大変で、お墓のお引越し（改葬）や墓じまいを考えている人も多くなっています。墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地などに移す『改葬』は、今のお墓・移転先のお墓双方の管理事務所と今のお墓がある自治体での手続きが必要です。その手順と流れを紹介します。

●改葬・墓じまいを進める手順

- ① 家族や親族関係に相談して、合意を得る
- ② 今の墓地の管理者に、改葬・墓じまいの連絡をする
(お寺の場合は、離壇届けが必要な場合あり)
- ③ 引っ越し先のお墓（新しいお墓）を探す
- ④ 新しいお墓を決め、管理者と契約（購入）する
永代使用料（墓地代）・管理料を支払う
墓地管理者から『**受入証明書**』が発行される
石材店などとの工事契約をおこない、完成日を決める
- ⑤ 今のお墓の改葬のため、墓地管理者（寺院など）に
供養（閉眼供養）や抜魂式（魂抜き）の手配をする
- ⑥ 今の墓地がある自治体から、『**改葬許可申請書**』（埋葬されている1人につき1枚が必要）を取り寄せ、必要事項を記入
- ⑦ 今の墓地から『**埋葬証明書**（納骨証明書）』を発行してもらう
- ⑧ 『改葬許可証』発行のため、今の墓地がある自治体に下記
のものを提示、または提出
『新墓地からもらった**受入証明書**』
『**埋葬証明書**』
『**改葬許可申請書**（必要事項を書き込んだもの）』
- ⑨ 今の墓地がある自治体から『**改葬許可証**』が発行される
- ⑩ 今の墓地管理者に『改葬許可証』を提示する
- ⑪ 今のお墓で『閉眼供養』『抜魂式』を行い、遺骨を引き取る
- ⑫ 今まで遺骨を埋葬していたお墓は更地にして管理者に返却
- ⑬ 遺骨を、新しいお墓に納め、『納骨供養・開眼供養』を行う



新しい墓地で遺骨を受け入れることを証明する書類

改葬の手続きをする時に必要な申請書

遺骨が、現在の
お墓に埋葬されている
ことを証明する書類。
今のお墓がある自治体から
『改葬許可』を受ける
時に必要となる

『改葬』の許可が
おりた事を
意味するもの



自分のお墓を考えるときの参考に……

- ☐ どんなお墓に入るのか、誰と入るのかなどを残された家族に任せる？自分で考える？
- ☐ お墓に1人で入る？家族と一緒に入る？知らない人と一緒でもいい？
- ☐ 残された家族がどのくらいの期間、法要してくれるだろうか（〇回忌までの法要）？や、どのくらいお参り（毎年のお彼岸やお盆）してくれるだろうか？
- ☐ 家族が継承（墓守）をしてくれるお墓がいいのか、その負担をかけないお墓がいいのか？
- ☐ 自分が入りたいと思っているお墓は継承者が必要か不要なのかを確認した？
- ☐ 遺骨の埋葬方法は？いわゆる石のお墓？納骨堂？それとも樹木葬？それとも散骨？
- ☐ 残された家族がお参りする場所に墓標があったほうがいい？
- ☐ 遺骨を納骨したいと考える時、家族などが継承してくれるタイプにする？それとも継承しないタイプにする？
- ☐ 埋葬場所はどこがいいのか考えた？寺院墓地？公営霊園？民営霊園？
- ☐ いわゆるお墓購入や遺骨を納める場所、樹木葬などにかかる費用や管理料について調べてみた？
- ☐ 宗教・宗派を調べてみた？
- ☐ 生前にお墓の申し込みはできるのか、調べてみた？
- ☐ お墓購入にローンや分割払いは利用できるのか、調べてみた？

人生を終えたあとに入るお墓。

誰と入るか、どんなお墓に入るのか…

あなたの意思を反映できる選択肢は広がっています。

自分らしいお墓や供養についてよく考え、

そのことを残される家族や信頼している人と

よく話し合うことが大切です。

